

民法相続編の 教科書として

防府支部
松本 唯明

平成22年6月10日、入梅を間近に感じさせるような蒸し暑い中、「山口グランドホテル」において税理士の業務に関する研修会が開催されました。

講師には東京税理士会所属で弁護士・公認会計士・税理士の資格をお持ちの関根稔先生をお迎えし、「税理士業務に登場する民法相続編と税務事例」というテーマで研修をしていただきました。

関根先生は、個人的には先生のホームページのソフト等やコンテンツを利用している関係もあり、一度是非講習を受けてみたいとかねがね思っておりまして、今回の研修を楽しみにしていました。

冒頭に関根先生が、「民法は税法と異なり、非常に理解しやすい法律です」とおっしゃられました。というのも、民法は読めばわかる（それは常識を書き取ったもの）が、税法は概念がわかった上で条文を読まないといけないからだと言われました。また、民法相続編を理解しようとした場合、税法の知識が必要不可欠で、税法を無視した



山口グランドホテル

遺言書や遺産分割協議書の作成は、課税上大きなミスを作り出してしてしまうことがある。今回はそのようなことを回避するために、税法の事例を取り上げながら民法相続編をジョークやユーモアを交えながら講義されたため、時折笑いもおこるなど始終和やかな雰囲気の中で行われました。

研修の内容は、相続編の第1章総則から第8章遺留分までの内容でした。

一例をあげますと、父が1億円で買った土地が2千万円に値下がりした。その土地を相続時精算課税制度を利用して子息へ贈与し、所得のある子息が土地を譲渡すれば8千万円の譲渡損が損益通算できないように、損益通算禁止の法改正が行われた。その法改正は平成16年4月1日施行にもかかわらず、平成16年1月より遡求適用で導入された。その背景には前年に相続時精算課税制度を導入したた

め、この制度を悪用？して先に挙げたような土地の譲渡損の損益通算を行わせないようにするためだという理由があると話されました。

また、民法882条（相続開始の原因）相続は、死亡によって開始する。この条文の事例では、贈与税の納税猶予を利用し子息への株式贈与を利用したいが、父がなぜ社長を退職しないといけないかという税法の事例を引き合いに出されました。贈与税の納税猶予制度は、生前家督相続、つまり、隠居制度？だと説明されました。戦前の民法306条における隠居の条件を、水戸黄門を引き合いに出しながら、藩主は社長で、社長の地位を子息に譲るため父である社長は退職しなければならない。贈与税の納税猶予制度を隠居（家督相続）と定義すればこの要件を記憶しなくても、概要は忘れることはありませんとも話されました。このように説明を受けると